

現代日本論概論「現代日本における家族」

東北大学文学部 2年生対象: 2013年度前期 (3セメスター: 授業コード=LB35105)
<金1>133教室 (文学部棟 1F)

概要

講義題目: 現代日本における家族

◆到達目標: (1) 家族研究の基礎的な概念と理論を理解する; (2) 実証的データに基づいて現代日本における家族の現状を把握する

◆授業内容・目的・方法: 「家族」をめぐる問題は、さまざまな学問領域で研究対象となっています。この授業では、社会学を中心に、法学・経済学・人口学などにおける家族研究の成果を概観したうえで、現代日本社会における家族問題について考えます。トピックとしては、親族関係の分析、家族の形態と制度、結婚と離婚、出生と育児、ライフコースからみた家族、人口変動と家族などをとりあげます。授業においては、これらのトピックに関連したテーマを設定して、授業時間内に作文を完成させる課題を課すことがあります。また法律や統計などの資料を探索・解釈する宿題を課したり、各自の役割分担にしたがって調べたことを互いに教えあう活動をすることもあります。

◇教科書: 神原文子 (ほか編) (2009) 『よくわかる現代家族』ミネルヴァ書房。

◇成績評価の方法: 授業中の課題と宿題 (30%)、中間試験 (35%)、期末試験 (35%) を合計して評価する。

◇その他: 授業中の課題遂行のため、携帯用通信機器や電子辞書の持ち込みを推奨する。

教科書以外の参考文献

- 利谷信義 (2010) 『家族の法』(第3版) 有斐閣。
- 藤見純子・西野理子 (編) (2009) 『現代日本人の家族: NFRJ からみたその姿』有斐閣。
- 京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。
- 湯沢雍彦・宮本みち子 (2008) 『データで読む家族問題』(新版) 日本放送出版協会。

授業内容

1. イントロダクション (4/12)
2. 親族と家族 (4/19) [I-1]
3. 家族の法 (4/26, 5/10-17): 分担を決めて調べ、グループで討論 [XI]
4. 人口と家族 (1): 人口学の考えかた (5/24-31)
5. 中間試験 (6/7)
6. 人口と家族 (2): 結婚と出生 (6/14) [VI-3]
7. 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (6/21) [III] [VI-4]
8. 家族変動 (6/28) [III]
9. 家族の経済学 (7/5)
10. 課題再提出、期末試験 (7/12)
11. 課題・試験返却と全体のまとめ (7/19)

※ () 内の日付は、おおよその計画をあらわしているが、実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

※ [] 内は、教科書の章番号。

受講者との連絡とフィードバック

- 毎回の課題・宿題は、コメントをつけて返却します (内容によっては再提出を求めることもあります)。学期末にこれらをもう一度まとめて提出することになるので、**捨てずにとっておいてください**。
- 中間試験、期末試験は、採点后に返却します。
- 最終回に欠席した受講者については、期末試験と課題を研究室レターケースに入れてあります。
- 教員からの連絡は、授業中での周知および文学部掲示板のほか、個人ブログ <http://b.tsigeto.info/family> (RSS フィード 利用可) に出る場合があります。

第2回目までの予習

教科書を購入して、第I章を読んでおくこと。

連絡先

田中重人 (東北大学文学部日本語教育学研究室)

〒: 980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 文学部・法学部合同研究棟 2F

Office: <http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/officej.html>

E-mail: tanakas2009@sal.tohoku.ac.jp

Homepage: <http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/welcomej.html>

Blog: <http://b.tsigeto.info>

オフィス・アワーは定めていない。質問等がある場合は、あらかじめ適当な時間に予約をとること。

2013.4.12

現代日本論概論「現代日本における家族」(田中重人)

受講登録フォーム

氏名(よみ):

学年:

学籍番号:

所属(文学部日本語教育学専修以外の場合):

興味のあること(非学術的な内容でも可):

授業でとりあげるテーマについての希望(もしあれば)、その他の連絡事項

以下は採点用

	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/7	6/14	6/21	6/28	7/5	7/12	7/19	中間	期末
宿題															
課題															
参加															
試験															

--	--

予備知識の調査(成績評価には関係ありません)

(1) 「核家族」(nuclear family)とは何か。簡単に説明せよ。

(2) 「M字型曲線」(M-shaped curve)とは何か。簡単に説明せよ。

(3) つぎの文章の()内にあてはまる数字を入れよ。

民法第731条によれば、女性は()歳、男性は()歳にならないと結婚できない。また、()歳になるまでの間は、父母の同意がなければ結婚できない。

労働基準法第56条によれば、()歳未満の児童を雇用することは原則としてできない。

きょうだいは()親等の関係にある。

(4) 「高齢化社会」(aging society)とは何か。簡単に説明せよ。

予備知識の調査：解答例

(1) 「核家族」(nuclear family) とは何か。簡単に説明せよ。

夫婦と未婚の子供のセットのこと。

(2) 「M字型曲線」(M-shaped curve) とは何か。簡単に説明せよ。

女性の年齢階級別の労働力率（または就業率）のグラフを描くと、両側にふたつの山があってその間が落ち込んだ形になる。この形がアルファベットの「M」に似ているため、「M字型曲線」と呼ばれる。

(3) つぎの文章の（ ）内にあてはまる数字を入れよ。

民法第 731 条によれば、女性は（ 16 ）歳、男性は（ 18 ）歳にならないと結婚できない。また、（ 20 ）歳になるまでの間は、父母の同意がなければ結婚できない。

労働基準法第 56 条によれば、（ 15 ）歳未満の児童を雇用することは原則としてできない。

きょうだいは（ 2 ）親等の関係にある。

(4) 「高齢化社会」とは何か。簡単に説明せよ。

人口の中の高齢者の割合が増加して一定以上の比率を占めるようになった社会を「高齢化社会」という。65 歳以上の者の比率が 7%以上という基準を使うことが多い。

親族関係用語について

「親族」(kinship) とは …… 親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- ・ 孫 = 子供の子供
- ・ 祖父母 = 親の親
- ・ 兄弟姉妹 = 親の子
- ・ 姑・舅 = 配偶者の親
- ・ 甥・姪 =
- ・ 義理の兄弟姉妹 =

(1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「**血族**」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「**姻族**」(affinity) という。

(2) 親族のうち、世代的に上の者を「**尊属**」(ascendant)、下の者を「**卑属**」(descendant) という。

(3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「**直系**」(lineal)、折り返さないとなどりつけない場合を「**傍系**」(collateral) という。

(4) 親族関係の近さをあらわすのに「**親等**」(degree) を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである（ローマ法方式）。

【問題】 上にあげた「孫」から「義理の兄弟姉妹」までについて、上記の (1)~(4) にしたがって分類してみよう。

家系図 (family tree) による表現

女性が○、男性が△

尊属が上、卑属が下

夫婦関係は横の二重線 (=)

親子関係は縦の単線 (|)、ただし子供が複数のときは枝分かれした櫛型の線にする

【問題】 つぎの範囲の親族について、家系図を描いてみよう：

自分、父、母、妹、姉、姉の夫、姉夫婦の息子

現代日本論概論「現代日本における家族」(2013)

第2講 親族と家族 (4/19)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 教科書 I-1 の内容を理解する

1 課題について

1.1 今回の課題

- 教科書 I-1 を読み、各自でわからない語句や文章を用紙左側に抽出
- そのあとの討論や講義を聴いてわかったことを用紙右側に書く
- 左右の対応関係がわかるようにすること (矢印でむすぶ、番号を対応させるなど)

1.2 授業時間内課題についての注意事項

授業の前半と後半にそれぞれ構想・執筆のための時間を設ける。授業時間内に完成させて提出すること。課題用紙は表面だけを使う。裏面には何も書いてはならない。

常体(「である」体)で、きれいな読みやすい字で書くこと。ことばの誤用や誤字がないように注意すること。国語辞典(電子辞書でよい)を常備することがのぞましい。

下書きのための用紙は各自で用意する。ノートでもよいし、大きい紙やカードを用意してもよい。また、執筆中の推敲が必須になるので、鉛筆(またはシャープ・ペンシル)と消しゴムで書くことがのぞましい。

教科書と配布資料のほか、何でも参照してよい。ただし、何を参照したかをかならず書くこと。教科書については、参照したページを書く。

提出前にならず誰かにみせて意見をもらうこと。意見をもらった相手と意見の内容を用紙下部の該当欄に書く。

用紙下部の「教員宛メッセージ」欄には、授業に関する感想・質問・意見、次回以降の欠席の連絡などを書く(採点対象外)。

提出された課題用紙は、採点のあと、つぎの回に返却する。修正の指示がある場合は書きなおして再提出すること。修正の指示がないばあいも、書きなおして再提出してもよい(採点結果には影響しない)。いずれの場合も、修正部分を色ペンで加筆する、あるいは書きなおし前のものと書きなおし後のものの両方を提出するなど、どこをどう直したかがわかるようにしておくこと。

欠席・早退などのために提出できなかった場合は、後日提出してもよい(減点の対象になる)。なお、用紙は <http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/brd.pdf> から入手できる。

学期末にすべての課題をまとめて再提出してもらるので、いったん返却された課題用紙をきちんと保管しておくこと。

2 「家族」制度に関するふたつの問題

私たちは、ある範囲の人々をひとまとめにしてひとつの「家族」としてあつかい、特殊な権利と義務をあたえている。

- 家族の範囲はどうやって決まるのか?
- 家族(の成員)には、体內的・対外的にどのような権利と義務があたえられているか?

3 家族形成規範

親族関係に基づいてひとまとまりの親族の範囲を確定するルールが制度として確立している場合、そのルールのことを「家族形成規範」という。

3.1 夫婦家族制 (conjugal family system)

複数の夫婦をふくんではならないというルール。(俗に「核家族制」と呼ばれることもある)このルールのもとでは、つぎのような「家族」が生じる。

- 夫婦のみ
- 夫婦と未婚子
- 片親と未婚子
- 未婚のきょうだいのみ

3.2 直系家族制 (stem family system)

夫婦が各世代に1組ずつふくまれるべきとするルール。このルールのもとでは、夫婦同士は直系の関係にある。傍系の関係にある夫婦が同一の家族に入ることはない。

3.3 複合家族制 (joint family system)

傍系の関係にある夫婦をふくんでもよいとするルール。このルールのもとでは、傍系の関係(たとえばきょうだい同士)の夫婦を多数ふくんだ大規模な家族が形成される。

4 民法と戸籍法

4.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law)という。古い用語では「身分法」「人事法」ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別することがある。

日本の家族法に関する年表(有地, 2005, pp. 4-11)

1868: 明治維新

1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)

1890: 民法 制定 → 民法典論争 → 施行されないまま廃止

1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)

1945: 連合国軍による占領 (~1951)

1947: 民法・戸籍法 改正 (=現行民法・戸籍法)

4.2 明治民法と戸主制度

教科書 XI-7, XI-8 参照

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた(明治民法 732条)

4.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

4.4 親子関係

- 嫡出子と非嫡出子 = 結婚している両親から産まれたかどうかによる区別
- 養子縁組 = 血縁関係の擬制
- 継親子関係 (stepfamily) = 配偶者の子は自分の子とは限らない

5 生活構造と家族

5.1 世帯とは

居住と生計を共にする集団を「世帯」(household)と呼ぶ。

測定しやすいので、事実上「家族」概念の代用として、研究／政策上つかわれてきた。

5.2 地理的移動と家族

別々に暮らしていると別世帯か?

- 一時的な別居の場合(単身赴任、進学、留学など)
- 「2世帯住宅」
- 近居の場合
- 行政や社会保障における世帯のあつかい(例:遠隔地被保険者証)

6 次回までの課題

「夫婦」「親子」「離婚」「相続」の4つのトピックについて、分担を決めます。自分の担当のトピックについて、簡単な資料を11部〔←授業時配布資料から訂正〕作ってきてください(1部は提出、残りは討論に使用)。次回授業時におなじトピック担当者同士での討論、次々回授業ではちがう担当同士でのグループ活動を行います。

「夫婦」担当者: 教科書 XI-1 のほか、泉(2005, pp. 34-)などを参照

「親子」担当者: 教科書 XI-3 のほか、利谷(2010, pp. 122-)などを参照

「離婚」担当者: 教科書 XI-2,4などを参照

「相続」担当者: 教科書 XI-6 のほか、棚村(2006, pp. 106-)などを参照

7 参考文献

有地亨(2005)『家族法概論』(新版 補訂版)法律文化社.

泉久雄(2005)『家族法読本』有斐閣.

森岡清美(1983)『家族社会学』(新版)有斐閣.

棚村政行(2006)『結婚の法律学』(第2版)有斐閣.

利谷信義(2010)『家族の法』(第3版)有斐閣.

現代日本論概論「現代日本における家族」2013年度

第4講 家族の法：まとめ (5/10)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 前回の課題に関して、補足説明

1 全体的なポイント

- 資料の形式: 日付、タイトル、氏名、所属、授業名を必ず書くこと
- 法律情報の調べかた (いしかわ他, 2008; 齊藤 n.d.) → 次回
- 戸籍の仕組み (教科書 XI-7)
- 「嫡出子」と「嫡出推定」
- 「生活保持義務」と「生活扶助義務」
- 歴史的パッチワークと慣習法の尊重 → 第2講資料
- 三権分立と専門家共同体 → 法律 (条文) / 判例 / 行政解釈 / 学説

法学の文献は書きかたが独特であるため、取り付きにくい。また、法改正などにもなって情報がすぐに古くなるので注意すること。家族法に関しては、たとえば杉浦・野宮・大江 (2007) → 利谷 (2010) → 窪田 (2011) → 大村 (2010) のような順で読むといいかもしれない。

2 夫婦関係

2.1 法律婚 (婚姻) vs. 事実婚 (内縁)

事実婚についての規定は民法中にはない。明治期以降の家族法に関する学説 (内縁準婚姻) と判例によって確立してきたものである。

婚姻届出制度の普及に時間がかかったため、明治～昭和初期までは、婚姻届を出さない夫婦が多かった。これに対して、現在では、届出をしない夫婦は非常にすくない。正確な統計はないが、1999年の「第1回全国家族調査」(日本家族社会学会, 2000, p. 59, 125)によると、夫婦の「姓」が別であるケースは0.5%程度である。

2.2 「婚姻」の手続き

「婚姻届」を出せばよい。

- 本人の意思に反した届出は無効 (ただし裁判所による審判が必要)
- 不受理申立制度
- 「夫婦同氏」とは? → 戸籍事務
- 「婚姻は成年をなす」とは? → 親権

2.3 結婚にともなう権利と義務

- 貞操の義務
- 生活保持義務 (X-4, XI-1, XI-5)
- 対外的な連帯責任
- 子供の嫡出推定と共同親権
- 権利の代理行使
- 相続権

これらのほとんどは、別の方法で実現することができる: 個別に契約を結ぶ / 財産を共同名義で登記する / 子供の認知 / 養子縁組 / 後見人 / 遺言など。ただし、非常に煩雑である。結婚とは、簡単な手続きによってこれらをまとめて実現するセット・メニューのようなもの。

2.4 夫婦の財産関係

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法 755-759条)を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。実際の契約数はきわめてすくない

夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法 762条にしたがう (法定財産制)。

特有財産: 夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産

共有財産: 夫婦のどちらに帰属するかがあきらかでない財産

とはいえ、生活保持の義務のもとでは、「特有財産」があっても自由に処分できるわけではない。

3 親子関係

3.1 実親子と養親子

- 実親子関係 (parent/child by blood)……子供の出生によって発生
- 養親子関係 (adoption)……養子縁組によって発生

実親子関係は、いったん確定したあとは、親の婚姻・離婚によっては変化しない。また、養子縁組をおこなっても、実親子関係はなくなる (「特別養子」の場合を除く)

3.2 実親子関係

実親子関係は、子供の出生によって生じる。→ 出生届、出生証明書

母親との関係は、出産によって確定するが、父親との関係は:

婚姻中に妊娠した子供は夫の子供(嫡出子)と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定

→ 具体的には、婚姻の成立から200日後、解消(離婚・死別)から300日以内(民法772条)

→ 夫は1年以内に否認の訴えを起こすことができる(民法774-778条)

それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate)が必要

→ 母との婚姻後に父が出生届を出した場合(戸籍法62条)

→ 父が「認知届」を出した場合(戸籍法60条)

→ 子供(または代理人)は認知の訴えを起こすことができる(民法787条)

→ 子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起こすことができる(民法786条)

嫡出子/非嫡出子と戸籍

- 婚姻している(いた)夫婦を父母とする子供を「嫡出子」という。認知後に婚姻した場合や婚姻中に認知した場合をふくむ。
- 嫡出子以外の子供を「嫡出でない子」(非嫡出子)という。父が認知している場合とそうでない場合がある。
- 子供は、出生届の時点で、母または父が筆頭者になっていれば、その戸籍に記載される。そうでない場合は、親子だけの新たな戸籍がつけられる。
- かつては戸籍上(および住民基本台帳)の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていた。現在は、嫡出/非嫡出に関わらず「長女」「長男」などと記載されている。

嫡出子/非嫡出子の大きな違いは、親権の問題(共同親権が可能かどうか)と相続(非嫡出子は法定相続分が少ない)。

3.3 養親子関係

(普通) 養子縁組の条件: 養親は成人でなければならない / 養子は養親より年長であってはならない / 尊属を養子にすることはできない / 未成年者あるいは被後見人を養子にするには家庭裁判所の許可が必要(配偶者の子である場合を除く)

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。

養子縁組は、「離縁」によって解消できる。離縁の手続きは、離婚とほぼ同等(教科書 p. 163)。

特別養子縁組: 実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度(民法817条の2-11: 1987年新設)。

- 6歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- 従前の父母の同意が必要(虐待が行われている場合などを除く)
- 養親は25歳以上で有配偶でなければならない
- 家庭裁判所の審判によって成立する
- 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する
- 離縁はできない

いずれの場合も、夫婦で養子縁組をした場合、養子は「嫡出子」としての扱いになる

3.4 親の権利と義務

「親権」(custody) ……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利(民法818条)。

→ 居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権(民法820-824条)

- 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- 父母が婚姻していれば、共同で親権をおこなう
- 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。
- 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある(親権者の方が優先) → 生活保持義務
- 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

親は未成年の子に対して「生活保持の義務」を負う。親権の有無には関係ない。(→ 養育費)

4 離婚制度

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、裁判所に訴訟を起こす場合の3種類がある。ただし、訴訟を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない(「調停前置主義」)。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である(人口動態統計2007)。

未成年の子供がいる場合、夫婦のどちらが親権を持つかも離婚手続きのなかで決める(民法766条)。財産分与などの経済的な給付(離婚給付)は、離婚時に決めても、離婚成立後に決めてもよい。

4.1 協議離婚

「離婚届」を役所に提出すればよい。夫婦間に合意があり、書類に不備がなければ、それで離婚が成立する。未成年の子については、夫婦どちらが親権を持つか決め、離婚届に書く必要がある。

離婚届を勝手に出されるのを防ぐため、「不受理申出」をおこなっておくことができる。

4.2 調停と審判

夫婦の一方(または双方)は家庭裁判所に「調停」を申し立てることができる。裁判官1名と調停委員2名(男女)が調整して、離婚が回避不可能な状態かどうか、離婚するならどのような条件にするかを定める。夫婦が離婚することに合意すれば、それで離婚が成立する。

夫婦が合意しない場合でも、「審判」で離婚を命じることができる(家事審判法24条)。当事者は2週間以内に異議を申し立てることができる(審判は無効になる:家事審判法25条)。

4.3 裁判離婚

調停によって離婚が成立しなかったときは、夫婦の一方は、家庭裁判所に離婚の訴訟を提起することができる。

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる(民法770条)。

- (1) 配偶者に不貞な行為があったとき。
- (2) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (3) 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- (4) 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- (5) その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

裁判所による判決に対しては、高等裁判所への控訴、最高裁判所への上告ができる。

4.4 離婚原因

裁判による離婚が可能な理由は、上記のように漠然としたものである。個々の裁判において、それぞれの夫婦の事情を考慮しながら判決が下されてきたため、基準は一貫していない。特に、第5項の「婚姻を継続し難い重大な事由」に何をふくめるかについては、判決によってかなりの幅がある。

裁判所は、夫婦関係の破綻について責任のある側(有責配偶者)からの離婚請求を認めない立場をながらとってきた(1952年2月19日最高裁判所判決:夫の浮気によって婚姻関係継続が困難になったケース)。

これに対して、有責配偶者からの請求であっても、実質的に婚姻が破綻していることを理由に離婚を認める立場を「破綻主義」(no-fault divorce)と呼ぶ。1987年9月2日の最高裁判所判決(36年間別居し、未成熟子がいないケース)では、きびしい限定をつけた上で有責配偶者からの離婚請求を認めた。このような立場を特に「消極的破綻主義」と呼ぶことがある。

4.5 離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる(民法768条,771条)。離婚後に請求してもよい。実際には、離婚時にまとめて処理してしまうことが多い。

財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養(または補償)のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養/補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけでよいとする立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている(退職金、年金、職業資格、ブランド、稼働能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰籍料」を請求する場合がある。これを財産分与にふくめる説と、別物であるとする説がある。慰籍料と財産分与の両方をふくめて、離婚の際におこなわれる経済的な給付の全体を「離婚給付」と呼ぶ。また、婚姻中の費用負担などについての清算、子供の養育にかかる費用の請求も同時におこなわれることがある。

4.6 親権と養育義務

未成年の子供がいる場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが8割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利(面接交渉権)があるとされている。また、子供に対する生活保持の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費(いわゆる「養育費」)を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

4.7 内縁・事実婚の解消

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。実務上は、法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚論)、財産の分与などを請求することができる。

5 相続(inheritance)制度

5.1 遺言

遺言によって財産の行き先を決めることができる(遺贈)。ただし、遺言は一定の形式を備えていなければならない(民法960条)なので、注意。遺言がある場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人(次項参照)は、財産全体の1/3~1/2を自分(たち)が相続する「遺留分」として請求できる。

5.2 法定相続

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる

- 配偶者と子供の間で 1/2 ずつ
- または配偶者 2/3 : 親 1/3
- または配偶者 3/4 : 兄弟姉妹 1/4

これらの人々を「法定相続人」とよぶ。法定相続人が死亡している場合、その直系卑属が法定相続人となる(代襲相続)。同順位の相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、非嫡出子は嫡出子の半分、異母／異父の兄弟姉妹は父母の両方を共通とする兄弟姉妹の半分の相続分となる(民法 900条)。前者については、出生に基づく差別であって憲法 14条違反だという説が有力だが、立法の裁量の範囲内で合憲とされている(2003年3月31日 最高裁判所判決)。

相続分の原則は以上のとおりであるが、これに「特別受益分」を差し引いて「寄与分」を加えた額が計算されることがある。「特別受益分」とは、法定相続人が、相続される人の生前に(または遺言によって)うけた贈与をいう。「寄与分」とは、相続の対象となる財産のうち、相続人の寄与によって形成された部分をいう。

- 分割不可能な財産をどうやってわけるか?
- 消極財産(借金)のあつかいは?

6 宿題

家族に関して最近問題となっている「ハーグ条約」について調べる。いしかわ他(2008)や齊藤(n.d.)を出発点にするとよい。

- (1) 成立のいきさつはどのようなものか。条文はどうすれば見られるか(コピーは不要)
- (2) どのような内容であるか、自分のことばで説明
- (3) 現在の日本社会の法律ではどのようなあつかいになっているか
- (4) それらの情報をどうやって調べたか

7 参考文献

- 有地亨(2005)『家族法概論』(新版 補訂版)法律文化社。
- いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子・指宿信(2008)『リーガル・リサーチ』(第3版)日本評論社。
- 泉久雄(2005)『家族法読本』有斐閣。
- 窪田充見(2011)『家族法: 民法を学ぶ』有斐閣。
- 日本家族社会学会(2000)『家族についての全国調査(NFR98) No. 1』日本家族社会学会全国家族調査研究会。
- 大村敦志(2010)『家族法』(第3版)有斐閣。

- 齊藤正彰(n.d.)「法情報学講義」<<http://www.ipc.hokusei.ac.jp/~z00199/>> 2013年5月10日閲覧。
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束(2007)『パートナーシップ・生活と制度: 結婚、事実婚、同性婚』緑風出版。
- 棚村政行(2006)『結婚の法律学』(第2版)有斐閣。
- 利谷信義(2010)『家族の法』(第3版)有斐閣。
- 湯沢雍彦・宮本みち子(2008)『新版 データで読む家族問題』日本放送出版協会。

第6講 法律情報の調べかた (5/17)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ]

1 前回宿題について

「ハーグ条約」全文の所在：

- “Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction” (英語正文) http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=24 (ハーグ国際私法会議サイト)
- “Convention du 25 octobre 1980 sur les aspects civils de l'enlèvement international d'enfants” (仏語正文) http://www.hcch.net/index_fr.php?act=conventions.text&cid=24 (ハーグ国際私法会議サイト)
- 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (略称：ハーグ条約)」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page24_000001.html (外務省による日本語訳)

予備知識：

- 2国間条約と多国間条約
- 国内法における条約の位置づけと自動執行性

重要な条文：

第2条： 締約国は、自国の領域内においてこの条約の目的の実現を確保するため、全ての適当な措置をとる。このため、締約国は、利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いる。

第3条： 子の連れ去り又は留置は、次のa及びbに該当する場合には、不法とする。／a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。／b 当該連れ去り若しくは留置の時にaに規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。[……]

第4条： この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が十六歳に達した場合には、適用しない。

第10条： 子が現に所在する国の中央当局は、当該子が任意に返還されるよう全ての適当な措置をとり、又はとらせる。

第13条： 前条の規定にかかわらず、要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。／a 子を監護していた個人、施設又は他の機関が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したこと。／b 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。／司法当局又は行政当局は、子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、当該子の返還を命ずることを拒むことができる。／司法当局又は行政当局は、この条に規定する状況について検討するに当たり、子の社会的背景に関する情報であって当該子の常居所の中央当局その他の権限のある当局により提供されるものを考慮に入れる。

第37条： この条約は、ハーグ国際私法会議の第十四回会期の時に同会議の構成国であった国による署名のために開放しておく。この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、オランダ王国外務省に寄託する。

第38条： その他の国は、この条約に加入することができる。／加入書は、オランダ王国外務省に寄託する。／この条約は、これに加入する国については、加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。／加入は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した締約国との間においてのみ効力を有する。いずれかの国の加入の後この条約を批准し、受諾し、又は承認する構成国は、その旨の宣言を行わなければならない。これらの宣言は、オランダ王国外務省に寄託するものとし、同省は、その認証謄本を外交上の経路を通じて各締約国に送付する。／この条約は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した国との間においては、受け入れる旨の宣言の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

第44条： この条約は、前条第一項の規定に従って効力を生じた日から五年間効力を有する。その日以後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国についても、同様とする。／この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。／廃棄は、当該五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ王国外務省に通告する。廃棄は、この条約が適用される領域又は領域内の地域のうち特定のものに限定して行うことができる。／廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する

年表：

1980-10-25: 成立

2011-05-20: 日本政府、条約締結のための閣議決定

2013-03-15: 日本政府、条約締結と国内法整備のための法案を国会に提出 (法務省 2013)

2013-04-23: 衆議院で条約締結を承認

2013-05-09: 衆議院で「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」を可決

2 探す対象 (主として既存の国内法について)

- (1) 法律の条文や立法・改正の経緯
- (2) 判例
- (3) 法解釈や判例に関する学説

3 法律そのもの

法律の名称と略称、法令番号について

例: 育児・介護休業法 = 1991年に「育児休業等に関する法律」(1991年法律第76号)として成立、5月15日に公布

改正法の仕組み → 「〇〇を改正する法律」によるパッチワーク

例: 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995年法律第107号) → 題名を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更 (1995年6月9日)

改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい)
- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規)
- 六法全書
- 法令データ提供システム (総務省) <<http://law.e-gov.go.jp/>>

立法・改正の経緯

- 日本法令索引 (国立国会図書館) <<http://hourei.ndl.go.jp/>>

4 判例

- 判例の原本は判決文そのもの → 各裁判所に保管
- 主要な判決を編集したものが公式判例集として刊行されている → 『最高裁判所民事判例集』など
- 主要な判決の抜粋を掲載する「判例誌」と呼ばれる雑誌がある → 『判例時報』『判例タイムズ』
- 法学の雑誌・書籍などには、判例の評釈や解説が多数掲載されている

5 学説

法律を解釈・適用するにあたってどのような考えかたが使われているか。

- その分野の入門書・概説書で、主要な考えかたとその変遷をおさしておく
- 判例評釈は、過去の判例も踏まえて学説の動向をまとめてあることが多い

法学関連の文章では、判例や学説についての解説と著者個人の意見とが分離していないことが多いので、注意して読むこと。

6 データベース

東北大学では、2011年度から、「第一法規法情報総合データベース D1-Law.com」を購入している。東北大学キャンパス内のコンピュータからアクセス可能。

→ https://www.d1-law.com/ip_login/

「現行法規 履歴検索」では、現在および過去の法律とその改正過程のほか、任意の一時点で有効な法律の条文を表示させることができる (2001年1月6日以降のみの模様)。

「判例体系」では、主要な判例集・判例誌に掲載された判例が検索できる。

7 参考文献

外務省 (2013) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)」 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>>

外務省 (2012) 「子の連れ去りをめぐる「ハーグ条約」と日本」『わかる! 国際情勢』82. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol82/>>

法務省 (2013) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」(平成25年3月15日 国会提出). <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00122.html>

加地良太 (2012) 「深刻化する国際的な子の連れ去り問題とハーグ条約」『立法と調査』326: 51-63. <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf/20120308051.pdf>

第6講 人口と家族 (1): 人口学の考えかた (5/24)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 人口ピラミッドを読む

1 今回の課題

配布資料の「人口ピラミッド」からどんな特徴が読みとれるか。全体的な形状のほか、特にA~Dの部分に注目して説明すること。教科書 I-3などを参考にするとよい。

2 人口学とは

「人口」(population): ある属性(たとえば居住地・年齢・性別など)に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography)だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies)と区別することがある。

- 人口静態……ある一時点における人口の状態
- 人口動態……ある一定期間における人口変動要因(出生・死亡・移動など)

3 人口ピラミッド

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高齢になるようにして、グラフにあらわしたもの。年齢構造の特徴をひと目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか?

- 年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上) → 年少人口係数、老年人口係数(高齢化率)、従属人口指数など

4 人口動態

4.1 人口方程式 (demographic equation)

$$\begin{aligned} \text{人口増加} &= \text{自然増加} + \text{社会増加} \\ &= (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出}) \end{aligned}$$

現代日本社会では、国際移動による増減はあまりない。日本全体の人口の変動は、ほぼ自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

4.2 コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

- コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。
- 期間 (period) 観察 …… 一時点 (あるいは一定期間) における状態を観察すること。

5 人口転換

人口は、かなりダイナミックに変動する

- 等比数列的な増加・減少
- 年齢構造の変動

特に、近代化にともなっては、死亡率が低下し、ついで出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。日本社会では、1920年代~1950年代ごろ。

文献

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

河野稠果 (2007) 『人口学への招待: 少子・高齢化はどこまで解明されたか』(中公新書) 中央公論新社。

和田光平 (2006) 『Excelで学ぶ人口統計学』オーム社。

第7講 人口と家族 (2): 結婚と出生 (5/31)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 出生に関する人口指標

1 第3次ベビーブームはなぜ起こらなかったか

- 第1次ベビーブーム (1947-49年出生コホート) → 「団塊の世代」
- 第2次ベビーブーム (1973年前後) → 「団塊の世代」の子供
- その子供は?

1970年代中頃の人口ピラミッド (国立社会保障・人口問題研究所, n.d.) と年齢別出生率のグラフ (京極・高橋編, 2008, p. 36) を重ねて考えてみよう。

2 出生力 (fertility)

個人あるいはその集合体としての人口が産み出す出生の水準。

※ 同様の用語として、「死力」「婚姻力」などがある

出生力を具体的に測定したものが各種の出生の指標 (普通出生率、総出生率、合計出生率など) である。

3 年齢構造の影響

人口に関するさまざまな属性の中でも、年齢は特別に重要な位置を占める。出生・死亡などの発生確率は年齢によっておおきちがう。このため、年齢構造が変化すると、人口比でみた出生率や死亡率が変化する。この変化を除くためにさまざまな指標が考案されている。

- 平均寿命 …… 出生から死亡までの期間の長さの平均を求める
- 合計 (特殊) 出生率 …… 各年齢に1人ずつしかいない社会を仮定して出生数を求める

これらは、年齢別出生数や「生存数曲線」のグラフにおいてどのように表現できるか?

「合計出生率」(total fertility rate):

期間観察とコホート観察のちがい

「完結出生児数」とは:

「完結出生力」とは:

「人口置換水準」とは:

第1次ベビーブームのコホート (団塊の世代) とその子供のコホート (1970年代前半出生) の出生力のちがい

4 婚姻と出生

現代日本社会では、婚姻外の出生 (非嫡出子) はきわめて少ない。

- 法律上の婚姻が出生の事実上の前提になっていると考えることが多い
- 婚姻内出生力 (有配偶者に限定して計算される)
- 有配偶者に限定した完結出生児数

5 未婚化・晩婚化

1960年以降の女性の未婚率の上昇と1980年以降の男性の未婚率の上昇 (教科書 p. 88)

生涯未婚率とは: (教科書 p. 84)

「平均初婚年齢」には2種類ある。

- 人口動態統計に基づくもの: その年に婚姻届を出した初婚夫婦のそれぞれの年齢の平均値
- SMAM (singulate mean age at first marriage): 未婚でいる期間の平均値。人口静態統計 (日本では国勢調査) の年齢別未婚率を使い、平均寿命と同様の方法で計算する。ただし、生涯 (ふつう50歳まで) 未婚の人口を除いて計算する。(教科書 p. 88 注1)

未婚化と出生力低下の関係ははっきりしない (コホート観察のむずかしさ)。すくなくとも半分くらいは結婚の遅れが原因か?

文献

国立社会保障・人口問題研究所 (n.d.) 「人口ピラミッドデータ」 <<http://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/pyra.html>> 2013年5月31日閲覧。

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

現代日本論概論「現代日本における家族」2013年度

第8講 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (6/14)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 近年のライフサイクルの変化、特に結婚の変化と、その背後にある時代的な社会変動

1 課題

1970年代以前の日本人はなぜ高い確率で結婚していたのか。教科書などを参考にして、現在の日本社会とのちがいについて考察せよ。

参考になりそうな章: I章(3), III章(4,5,7,10,12), IV章(1), V章(6), VI章(1-4), X章(2)

2 結婚をめぐる規範

- 慣習としての結婚
- 婚姻外性関係の禁止

3 イエ制度のもとでの結婚

- 「イエ」同士の結合としての結婚
- 結婚を決めるのは誰か?
- 見合い結婚から恋愛結婚へ

4 個人の合理的意思決定としての結婚

結婚することのメリットは何か? → 家族の経済学

- 結婚以外ではできない (やりにくい) 活動
- 規模の利益
- 分業の利益

5 結婚と生活保障システム

- 「イエ」を単位とした家族的経営による生活保障の崩壊
- 正規雇用 (家族賃金) と核家族を軸とする生活保障システム
- 性別分業と労働市場における性差別

6 寿命の伸びとライフサイクルの変化

ライフサイクル (life cycle): 生命をもつものの一生の生活にみられる規則的な推移 (森岡清美・塩原勉・本間康平編 (1993) 『新社会学辞典』有斐閣)。これを拡張して、親族の集団がどのように世代間で周期的に再生産されるかを指す用法もある。

戦後の寿命の伸長は、日本人のライフサイクルにどのような変化をもたらしたか? (→教科書 p. 144)

7 宿題

附属図書館 (経済統計コーナーと2号館) 所蔵の資料から、つぎのことを調べる

「国勢調査」について:

2000年の人口ピラミッドを書くためのデータ

「人口動態統計」について:

2000年の合計出生率を計算するためのデータ

それぞれのデータについて、つぎのことをまとめる

- どの報告書のどの表をみればよいか (表番号とタイトル)。
- データはどのようにして収集・集計されているか。特に、国籍のちがいはどのように処理されているか。

現代日本論概論「現代日本における家族」2013年度

第9講 家族変動 (6/21)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 近代の家族変動と現代の家族の特徴

1 前回宿題について

1.1 「国勢調査」について

「国勢調査」は、日本に常住する者全員を対象とした調査。西暦年で5の倍数の年におこなわれる。世帯単位で記入するマークシートの調査票で情報を収集している。

男女別1歳刻みの人口の2000年のデータは、総務省統計局(2001)『平成12年国勢調査報告 第2巻 その1 全国編』第3表にある。『平成12年国勢調査最終報告書 日本の人口 資料編』第16表をみてもよい。

1.2 「人口動態統計」について

政府に提出される各種の届出(出生届、死亡届、転出・転入届、出入国管理、婚姻届、離婚届……)にもとづいて集計・公表される。官庁の日常的な業務のなかで出てくるデータを集計したもので、「業務統計」と呼ばれ、統計のために調査をおこなう「調査統計」と区別される。

母親の年齢(1歳刻み)別の出生数のデータは、厚生労働省『平成12年度人口動態統計 中巻』第7表からわかる。ただし、分母にあたる年齢別女性人口のデータが『人口動態統計』中には出ていない(上巻巻末の「基礎人口」には5年刻みのデータしかない)。→国立社会保障・人口問題研究所(2001)『人口問題研究』57(4), p. 72の表4がいちばん正確な資料のようである(別紙)。

1.3 国籍のあつかい

「国勢調査」は、国籍にかかわらず「日本に常住する者」全員を対象とした調査であり、基本的には全員分の人口データが集計されている。特に必要がある場合には、「外国人」と「日本人」を別に集計した表もある。

これに対して、「人口動態統計」で計算されている各種の人口指標は、「日本に居住する日本人」についてのものである。公表される『人口動態統計』は、最近では3巻セットになっており、外国人のデータは下巻にまとめられている。

2 前回課題について

あまり言及されていなかった要因

- 寿命ののびとライフサイクル(ライフサイクルの「ゴムひも」理論)
- 婚姻外性関係の禁止と生殖革命(性と生殖の分離)
- 規模の利益/分業の利益(→家族の経済学)
- 慣習、皆婚規範

「要因」の候補は多岐にわたる。当時の時代状況についての知識を駆使して想像してみる。大きく分けると、前近代から引き継いだ規範や制度(イエや同族)によるものと、近代になってできた新しい家族制度(「近代家族」と呼ばれる)によるものがある。

3 前近代から近代へ

近代化(modernization)

- 政治面の変化: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- 経済面の変化: 分業と市場経済の発達; 産業化; 雇用労働者化
- 生活様式の変化: 合理化; 都市化; 学校教育; 家族の機能縮小

近代化する社会における前近代的セクターと近代的セクターの併存(二重システム = dual system)

- 都市 vs. 村落
- 雇用者 vs. 家族経営的自営業

近代化が進展する途上を「前期近代」、社会のほぼ全体が近代化してしまったあとを「後期近代」と呼んで区別することがある。

4 「近代家族」とは

4.1 家族の機能縮小

近代以前の社会において家族が果たしてきた主要な社会的機能(social function)としてはつぎのようなものがある。

- 家業の経営 ▼
- 扶養と safety net ▼
- 生活の協同(居住・家計・家事)
- 生殖
- 子供の教育 ▼ と社会化(socialization)
- 親密な人間関係

近代化とともに、家族の機能は少なくなってきた(▼印のものが縮小)。この機能縮小の過程は、日本社会では、20世紀はじめごろから、都市部のサラリーマン層で進展した(教科書 p. 30)。日本社会全体にひろまるのは高度経済成長期(1970年代ごろまでにほぼいきたる)。

4.2 近代家族

「近代家族」(modern family) の特徴 (教科書 p. 22) について、具体例をあげながら考察してみよう。

- 前近代ではどうだったか?
- 民法での夫婦、親子、その他の親族関係のあつかいと対比

5 近代家族と家族問題

近代家族は、近代化に適応してできた合理性を持つ家族制度である。

- 産業化した社会のなかで「労働力の再生産」を担う集団
- 初期段階の子供の社会化
- 家族を単位とした生活保障システム

他方、この制度にはさまざまな問題もある。「家族問題」とされる現象のほとんどは、近代家族の特徴に関係している

- 市民社会の原理 (自由と平等) との齟齬: 特に性別役割分業と男女平等の関係 → 女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法
- 情緒的親密さと暴力のコントロール: ドメスティック・バイオレンスと虐待の問題
- 人口の再生産: 未婚化と少子化

文献

落合恵美子 (2004) 『21世紀家族へ: 家族の戦後体制の見かた・超えかた』(第3版) 有斐閣.

山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ: 家族と愛情のパラドックス』新曜社.

現代日本論概論「現代日本における家族」2013年度

第10講 家族の経済学 (6/28)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[テーマ] 経済学的な観点から家族と労働を把握する

1 今回の課題

別紙の生活時間の表 (田中, 2007) をみて、どのような特徴があるかを把握し、その背後にある原因について考える。

2 「家族の経済学」の枠組

伝統的な経済学は、「家計」(household) を単一の行為者としてあつかい、そのなかのメンバーの行動をほとんどあつかってこなかった (cf. 「企業」)。これに対して、生産・分配をおこなう集団としての家族の経済学的研究がおこなわれるようになったのは、最近の話である (Becker, 1965)。

→ 家族の構成員が単一の「効用関数」(utility function) を持ち、より高い効用の実現に向けて資源を分配し、生産をおこなう。

1980年代に入って、ゲーム論 (game theory) を応用した家族研究がおこなわれるようになった。

→ 家族の構成員が別々の「効用関数」を持ち、利己的に行動する。

「家族」であることの (現代における) 特徴は?

- 少人数 (→ 夫婦間のゲームとしてあつかわれることが多い)
- 利他性の規範 (altruism) (平等な分配、あるいは必要に応じた分配が実現しやすい)
- 非契約制 (→ 非協力ゲーム)
- 民法の強行規定
- 不可視性
- 性別に基づく paid/unpaid work の間の分業

これらは、「近代家族」(modern family) の特徴と大きく重なる (教科書 p. 22)。

3 2種類の「労働」

経済学の理論においては、生産に投入されて交換可能な付加価値を生み出す活動を「労働」(work)、それ以外の活動を「余暇」(leisure) と呼ぶ。しかし、実証的な研究においては、企業でおこなわれる労働だけが「労働」としてあつかわれてきた。両者の食い違いにあたる部分を「アンペイド・ワーク」(unpaid work) と呼ぶ。

- Paid work …… 対価が支払われる労働
- Unpaid work …… 対価が支払われない労働

前者の典型的な例は雇用労働、後者の典型的な例が家事労働。各種の労働統計や経済統計 (GDP など) で集計されているのは前者のみである (ただし、国民経済計算体系 (System of National Account: SNA) における「サテライト勘定」のように、家事労働を測定する試みはある)。

自営業主やその家族従業者としての労働は、通常は paid work としてカウントされている。ただし、unpaid work との境界ははっきりしないことが多い。

4 性別役割分業

家族は通常 paid work で得られる賃金と、家のなかで行われる unpaid work の両方を必要とする。誰がどちらをどれくらい行うか、また需要の変動にどのように対処するか?

家族の間の「分業」(division of labor) はなぜ起きるのか。

- 人的資本 (知識や技能) のちがいがい → 各自の得意分野ができる
- 各自が得意分野に特化して分業し、成果を分配するのが全員にとって合理的

性別によって固定的に割り振られているのはなぜか?

- 生物学的特性
- 早期の社会化過程での人的資本形成
- 性別役割規範 (→ 経済的には合理的でない?)
- 労働市場における差別

5 今後の予定

- 7/12 は期末試験および課題再提出 (下記)
- 7/19 は試験・課題の返却および講義全体のまとめ

7/12 授業時に期末試験をおこなう。試験範囲は、この授業の全体。何でも持ち込み可。

また、これまでの課題をまとめて、7/12 に提出。毎回の「授業時間内課題」のほか、宿題や、課題について自分で調べた資料、中間試験用のメモをふくめてもよい。日付順にならべて表紙をつけ、上端を綴じること。現在の観点からみて内容を修正したい場合は、緑以外の色ペンで修正する。または、新たに A4判の用紙を用意して修正内容を書き、いっしょに綴じてもよい。課題再提出の際につける「表紙」は次回配布。または、<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/brdface.pdf> から取得できる。

文献

Becker, G. S. (1965) "A theory of the allocation of time." *Economic journal*. 75, pp. 493-517.

川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差』勁草書房.

松信ひろみ (2008) 「夫婦間の勢力と4つの資本」渡辺深 (編) 『新しい経済社会学: 日本の経済現象の社会学的分析』上智大学出版, pp. 227-262.

田中重人 (2007) 「性別格差と平等政策」嵩さやか・田中重人 (編) 『ジェンダー法・政策研究叢書9 雇用・社会保障とジェンダー』東北大学出版会, pp. 217-238.

八代尚宏 (1993) 『結婚の経済学』二見書房.

現代日本論概論「現代日本における家族」2013年度

第11講 授業全体のまとめ (7/19)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

1 期末試験について補足

満点 = 36点。配点は、各問 = 12点。

- 筋の通った理屈を示してあれば、事実とちがう内容でも減点はしていない。ただし、事実がどうであるかは確認しておくこと。
- 「機能」(function) 概念と「社会システム」(social system) について

2 授業全体のまとめ

- 親族関係に関する基本的な概念
- 現代日本における親族法、特に親子・夫婦関係を規定する法
- 人口学の基礎：年齢別人口、出生率、死亡率などの基本的な指標についての理解
- 社会変動と人口変動を結びつける想像力
- 近代における家族変動の方向性
- 世帯(家計)のなかでおこなわれる活動についての経済学的な視点
- 法律や統計情報を探索する能力